

文教大学大学院休学及び復学に関する取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則第7条、第24条、第25条、第31条、第32条及び第33条に基づき、学生の休学及び復学の手続等について定める。

(休学)

第2条 疾病その他の理由により引き続き3か月以上出席することのできない者は、保証人連署の休学願を教育支援課に提出しなければならない。なお、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

第3条 春学期に休学を希望する者は前年度の3月20日までに、秋学期に休学を希望する者は8月末日までに休学願を提出し、学納金を納入しなければならない。ただし、やむを得ない正当な理由がある場合には、春学期は休学する年度の4月の第2水曜日まで、秋学期は9月の第1水曜日まで手続を猶予することができる。

第4条 休学願は、学期ごとに提出し許可を得なければならない。ただし、同一年度内で2学期にわたり休学する場合は、この限りではない。

(復学)

第5条 復学を希望する者は、保証人連署の復学願を教育支援課に提出しなければならない。なお、疾病による休学者が復学する場合は、疾病回復の証明書を添付しなければならない。

第6条 復学する年次は、当該学生の休学期間にかかわらず、入学した年度から通算した年次とする。

(学納金)

第7条 1学期の授業料は、年額の2分の1とし、休学期間の授業料は、これを免除する。

第8条 学期の途中から休学する場合の授業料及び教育充実費は、授業出席の有無にかかわらず、納入しなければならない。

第9条 復学後の授業料及び教育充実費は、入学した年次の金額を納入するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て大学院委員会が決定する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。